

(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る計画段階環境配慮書に対する 三重県環境影響評価委員会調査審議結果 (答申)

1 総括的事項

(1) 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである一方、布引山地に残された、豊かな自然環境である広大な山林を開発するものであり、特に自然環境、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確にし、方法書に記載すること。

(2) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させるとともに、検討の経緯を明らかにすること。

(3) 本事業の事業実施想定区域周辺では、既に本事業以外についても風力発電事業が実施されていること、また、風力発電事業の環境影響評価手続が行われていることから、稼働中及び計画中の風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

また、他事業と工事時期が重複することによる影響についても配慮するとともに、影響を回避又は極力低減するよう努めること。

(4) 個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 騒音等及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音、並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から

隔離すること等により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、騒音等及び風車の影の住居等への影響については、個別の影響のみではなく、それらが複合することによる影響についても想定されることから、このことも踏まえ、最新の知見に基づき適切に調査及び予測を行うこと。

(2) 水環境

事業実施想定区域には水源かん養保安林が多く存在し、周辺には水道水源が存在するため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、森林の伐採等による改変及び風力発電設備等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 動物

事業実施想定区域では、クマタカ等の希少猛禽類の生息情報があることから、本事業の実施により、風力発電設備へのバードストライクや移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、近接する青山高原における既存の調査結果や、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

なお、バードストライク及びバットストライクの影響に関する調査及び予測にあたっては、現地調査に加え、周辺に設置されている風力発電施設における状況の把握に努めること。

(4) 動物、植物及び生態系

事業実施想定区域には、森林法に基づき指定された保安林が多く存在することから、本事業の実施により、動物、植物及び生態系への影響が懸念される。また、ニホンジカ等の生息環境の変化による獣害の発生についても懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、既存道路や伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減するとともに、森林帯を可能な限りまとまった状態で残すこと。

(5) 景観

事業実施想定区域の近くには室生赤目青山国定公園の特別地域が存在し、また、風力発電設備の可視領域には多くの景観資源や居住地域が含まれることから、本事業の実施により、眺望景観への影響が広範囲にわたり懸念される。特に、経ヶ峰からの垂直見込角が約 14° と予測されているが、「景観対策ガイドライン(案) (UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)」によると、鉄塔の場合、視覚 10~12° で「眼いっぱい大きく

なり、圧迫感を受けるようになる。」とされていることから、経ヶ峰からの眺望景観を大きく損なうことが懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、主要な眺望点として居住地域を追加した上でフォトモンタージュ法による予測を行うとともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域の周辺には、多くの登山者が訪れる経ヶ峰をはじめ、人と自然との触れ合いの活動の場が複数存在しており、地形改変及び施設の存在等により影響が懸念される。このため、風力発電施設の配置等の検討にあたっては、適切に調査及び予測を行うとともに、影響を回避又は極力低減すること。

なお、事業実施想定区域の市長からは、経ヶ峰は地域のシンボルであり、地域住民等の協力によって周辺環境が維持管理されている点を考慮し、関係者の意見又は要望に対しての真摯な対応を求める意見が出されていることから、今後、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、あらかじめ、関係する市及び地域住民等の関係者と十分な協議や情報共有を行うこと。